

陳情第 26 号

公共施設再配置での西尾市方式の見直しを求める陳情書について  
原案賛成討論

私は、本陳情「公共施設再配置での西尾市方式の見直しを求め陳情書」について、原案に賛成する立場で討論いたします。

本陳情には、市民 12,583 筆の署名が添えられていますが、その願意は、

1. 西尾市の公共施設再配置計画について、P F I 方式での契約を 30 年に及び総額 350 億円もの包括的契約としないこと
  2. 契約の優先交渉権者を 1 社（グループ）にしないこと
- の 2 項目であります。

P F I 方式という、民間による資金調達で複数の公共施設を建設し、その後 30 年間の維持管理・運営を任せる西尾市の手法について、いかに多くの市民が危惧を感じているかを示す陳情であります。

これほど大規模な事業であるにも拘わらず、市直営と比較した節減効果は、3%、10 億円程度といい、年間にすれば 3000 万円でしかありません。

事業開始の後で、受託業者が倒産したり、事業費の値上げを求められた事例は全国に多数ありますが、その場合は、市が負担することになります。30 年間の節減効果が 10 億円しかないにも拘わらず、リスクは極めて大きなものになります。

官民連携の公共サービスといいますが、事故やトラブルが起きた時は、100%市のリスク負担になることは、市長自身が認めています。

包括的 P F I とすることで、将来的なエリアマネジメントの実現が可能との意見がありますが、私は、エリアマネジメントなどという横文字に惑わされてはならないと考えます。合併した本市で、各エリアをどのように連携させるのか、どうやって効果的な都市設計をするかは、市の都市計画でこそ構築されるものであり、民間業者に任せるべきものではありません。これは、市の責任放棄以外の何物でもありません。

30 年間、大規模改修も含めて任せることで効果があると、市は説明していますが、施設建設も行われていない現時点で 30 年先の大規模改修費用をどのように算出したのか、試算

内容は明らかにされていません。350 億円という金額の積算根拠は未だ明らかにされておらず、市は、3 月の債務負担行為の議案上程の時ですら示せるかどうか分らないといえます。

そして、市が P F I の最大の特徴としてきた「応募した多数の民間業者同士がより良い提案を出して競い合う中から、一番良い業者を選ぶ利点」は、1 社しか応募がなかった時点で崩壊したのであります。競争性がなくなった時点で、市は、計画を見直すべきだという市民の指摘は当然です。

民間のペーパーカンパニーに、350 億円もの大規模事業を丸投げするなど、通常では考えられないやり方を全国初と銘打って強行しようとしています。市長は、全国の P F I 事業がなぜ、個別単独の事業毎に設定されているか考えるべきです。議会は、個別でなければ十分な監視もコントロールができないことを市長に指摘すべきです。そうでなければ、その役割を果たせないではありませんか。

増山副市長は、今回の P F I を「丸投げではない」とクレームをつけてきましたが、この事業は丸投げ以外の何物でもありません。給食センターでは、統廃合するかどうか、場所の選択も、それによって食数をどの程度にするかも、全部、業者の提案を待つとなっています。市が決定していないのです。これが丸投げでなくて何ですか。一色 B & G プールを解体するか、それとも、小中学校用に造り直すか、これも、業者の提案に任せられています。これを丸投げと言わずして何かであります。副市長は、市民を愚弄しています。

議会はこれらのデメリットをもっともっと議論すべきであり、市長に糺すべきであります。二元代表制とは、いかなることかをしっかり考えるべきです。毅然として市長と対峙してこそ議会の価値があるはず。そのうえで、然るべき判断を下せば良いのです。

議論を避け、説明を求めず、根拠も糺さず、判断できない状態のまま、唯唯諾々と、市長に従うならば、議会は不要と、市民からは絶縁状を突き付けられると心得るべきです。

本陳情を採択しても、公共施設再配置事業はスタートラインに立てなくなるわけではありません。包括的 P F I 事業を見直すだけのことなので、再配置事業は充分進められますし、進めなければなりません。委員会意見には事実誤認がありましたが、こうした誤認が起きるのは、350 億・30 年契約という包括的 P F I ありきという進め方自体が性急過ぎる証拠であると、私は思います。

よく読んで下さい。陳情は、P F I 自体を否定しているわけではありません。P F I 方式での契約を 30 年としないで、数個に分けることを求めているだけではありませんか。そ

れによってリスクが分散できると提案しているだけではありませんか。

本市では、PFI事業の経験がありません。ここは、見直しをするのが妥当ではありませんか。

さて、改めて、陳情についての判断を考えましょう。現時点において、議会は、市から企画提案についての説明を受けていません。判断できる材料がないのです。であるなら、不採択という選択は乱暴です。議会を信じて欲しいというならば、継続審査とするのが順当ではありませんか。

私は、まず1ヶ所を試し、その首尾を検証した後、次に取りかかる。そうした柔軟な検討をしても良いではないかと思うものです。よって原案に賛成をいたします。これほどの大事業、性急に進めることほど危険なことはないことを指摘して討論といたします。